

逐条解説

西東京市子ども条例



西東京市

子育て支援部 子育て支援課

2019年5月

目次

はじめに	1
1 条例が重視すること	2
2 条例の構成	3
3 前文	4
4 第1章 総則	8
5 第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援	11
6 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進	13
7 第4章 子どもの相談・救済	19
8 第5章 子ども施策の推進と検証	24
資料1 子ども参加と市民参加	26
資料2 西東京市子ども条例	27

はじめに

西東京市では、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的に、西東京市子ども条例（以下「条例」といいます。）を定めました。

条例では、はじめに基本的な考え方や、子どもをはじめとする市民の皆様へのメッセージを前文に示しています。また、子どもの育ちを支える人たちの役割や、子どものためにとくに進めていきたい取組、子どもの悩みごと・困りごとを相談できる仕組みをつくることなども定めています。


条例に盛り込む内容は、西東京市子ども子育て審議会や、審議会が設置する（仮称）子ども条例検討専門部会で議論を重ね、また、庁内検討組織として（仮称）子ども条例策定庁内検討委員会で検討し、条例要綱として作成しました。その完成までの間には、様々な方法で子ども等の意見を聴取し、さらに、幅広い市民の意見を反映するため、パブリックコメントと市民説明会を実施しました。

この解説は、条例の理念が、子どもをはじめとする関係する皆様に理解され、また、関係機関が条例の趣旨を踏まえたうえで取組を進められるよう、条例要綱の解説文をもとに作成したものです。条例への理解を深め、一人ひとりが子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健やかな育ちのために努めていただきますようお願いいたします。





1 条例が重視すること


条例では、次の点を重視しています。また、対象である子どもにも親しみを持ってもらえるよう、西東京市の条例では初めて「です・ます」調の条文にしています。


 西東京市の子どもがいつそう自分らしく生きていくことができるように、また、子どもにとってあってはならない出来事を忘れないためにも、前文で条例の理念を示し、「総合的な条例」としています。総合的な条例とは、次の4つのポイントを意味します。

考え方・理念+施策の原則+制度設置+条例の実施・検証という総合
健康、医療、福祉、教育など子どもに関わる分野の総合
家庭・園・学校・地域など子どもが生活する場の総合
子ども支援+子どもに関わる人たちの支援の総合

 総合的な条例のもとで、子ども固有の相談・救済制度を設け、子どもがSOSを出しやすいような手立てを取り、そのSOSが効果的な救済・回復に結びつくような仕組みを定めています。

 さらに、子ども施策や子どもにやさしいまちづくりを推進するにあたって、虐待、いじめその他の権利侵害、子どもの貧困、子どもの居場所作りなど、子どもをめぐる今日的な問題に取り組むことや、子どもから多くの意見が寄せられた、子どもを取り巻く環境の整備に努めること、さらに、国際的な要請でもある子どもの意見表明・参加や、子どもの権利の普及などについて、その原則を定めています。

 施策やまちづくりを進めるため、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその職員、地域と住民がその役割を十分に果たせるよう、必要な支援を受けることができることを定めています。

 市民をはじめとする関係者の連携・協働を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを定めています。

2 条例の構成

条例は、条例の理念を示す前文と、6つの章で構成しています。

前 文

第1章 総則

(第1条－第4条)

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

(第5条－第7条)

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(第8条－第14条)

第4章 子どもの相談・救済

(第15条－第23条)

第5章 子ども施策の推進と検証

(第24条－第26条)

第6章 雑則

(第27条)

3 前文

前文は14の段落からなり、条例の基本的な考え方や、子どもをはじめとする市民へのメッセージを示しています。また、読みやすく理解してもらいやすいよう意識しています。

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつかっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしています。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしています。

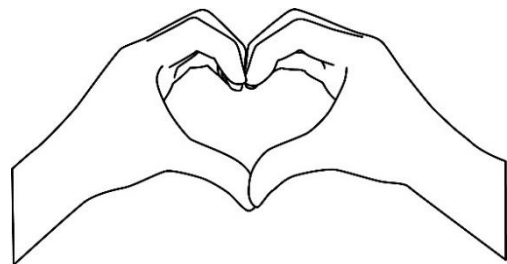
わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまちにしています。

🌱 わたしたちを主語に、子どももおとなも一緒に、まち全体で子どもが健やかに育つことができる「子どもにやさしい西東京」をつかっていくことを示しています。

🌱 「わたしたち」とは、西東京市に在住、在勤、在学する全ての人です。

🌱 「子どもにやさしい西東京」とは、あらゆる場面で、子どもの権利を大切にし、子どもの意見を尊重して子どもの参加を推進し、子どもの最善の利益を考慮したうえで、子どもに関する支援や施策・事業を行い、子どもの健やかな育ちを市全体で支えていくまちです。国際連合・児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）やユニセフなどの国際的な考えを踏まえたものです。

🌱 そのうえで、子どもが失敗や間違いをしてもやり直すことができ、それを糧に成長していくことができるまちにしていくことを示しています。失敗や間違いが許されないという意識は、新たなことに挑戦することを阻み、子どもが成長する可能性や機会を排除してしまいます。また、やり直せるという意識がまち全体にあることが、子どもにとって救いや希望になります。



- また、子どもを、西東京市や社会をつくっていく一員であると認め、様々な場面でその力を発揮し、いきいきと過ごしていけるようなまちにしていくことを示しています。
- さらに、いじめや虐待、貧困の悩みを抱える困難な状況にある子ども、また日本語を母語としない子どもや障害のある子ども、不登校・ひきこもり状態にある子ども、性的マイノリティである子どもなど、多様な子どもの背景や子どもの気持ち、状況を理解することなどを通じて、それぞれの尊厳が守られ、社会への参加を大切にすまちにしていくことを示しています。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

- 子どもを主語に、子どもの権利条約などの国際的な考え方や、西東京市の子どもに対するヒアリングなどを踏まえ、子ども支援や子ども施策における基本的な原則を定めています。
- 子どもは一人の人間であり、人格をもった権利の主体であり、それらが大切にされることが基本です。乳幼児についても、国連・子どもの権利委員会の見解に基づき、特別な保護が必要な存在であるとともに、成長に応じて自らの権利を行使する資格を有していることを示しています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

- いじめ、虐待、貧困、体罰、不適切な指導及び対応、それらに準ずるものが、子どもを取り巻く困難な状況と捉え、それらについてまち全体で支援に取り組み、子どもの権利の出発点である子どもの命を大切に守っていくことを示しています。

- また、子どもは、一人ひとりのもつ違いを個性として認められ、差別されることなく、自分らしくいきいきと育つことができることを示しています。
- さらに、子どもは、その子どもにとって最も良いことはなにか、子どもの権利条約のキーワードの一つである子どもの「最善の利益」を、何においても一番に考えられることが根本にあることを示しています。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

- 子どもの意見表明と子ども参加について示しています。
- 「意見」とは、意思・意向という広い意味です。
- 「意見を自由に表明する」とは、自分の考えに基づいた言葉を怯えることもなく、諦めて無関心になることもなく言うことができることです。その際、意見などを言えない、表現しづらい子どもが、意見などを言える、表現できるよう配慮した手立てを取ることも大切です。
- また、子どもに関わることやまちづくりに、子どもが参加していくことができることも示しています。子どもの社会参加の現状から、加わることから進めていくという意味で「参加」としています。
- 権利の視点からは、「参加」は、加わる以外に企画や決定過程に関わる、位置づけられるという意味があります。子どもの意見表明や参加については、子どもが健やかに育つ環境をつくる上であらゆることにつながる大切なものの一つであり、前文に位置づけ、各章に及ぶ根本的なものと捉えています。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

- おとなを主語に、おとなのあり方について、子どもの気持ちを考え、尊重し、寄り添いながら、子どもが自ら成長することを支援することが大切であることを示しています。「遊び」と「学び」は、子どもが生き成長していくうえで決定的に重要であり、とくに乳幼児にとっては、遊びは学びそのものであり、そのための環境づくりが大切であることを強調しています。

- また、子どもが安心して自分の思いや考えを伝えられるように、おとなは子どもの意見を軽視したり、無視したりするのではなく、その意見をもつに至るまでの考え方や状況に配慮し、きちんと子どもに向き合い、受けとめ、丁寧に話を聴くことを示しています。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

- 地域の方々には、子どもが地域で育つことを意識し、子どもの育ちを見守り、顔の見える関係づくりを進め、そのことにより子どもが安心して生きていくことができるよう支援していくことを示しています。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

- 市は、子どもが生まれてから成長していく過程で、子どもが安心して育つことができるように、切れ目のない支援を進めることを示しています。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

- 最後に、日本国憲法や1994(平成6)年に日本が批准した子どもの権利条約、2016(平成28)年の法改正で、その条約が理念に位置づけられた児童福祉法、そのほか、民法、児童虐待防止法、子ども・若者育成支援推進法、児童売春・ポルノ禁止法など、子どもに関連する法律の趣旨や規定を踏まえて、この条例を定めたことを示しています。



- 近年、児童虐待等の防止や児童の権利利益の擁護の観点から、法改正が行われています。2019(平成31)年4月1日には、東京都子供への虐待の防止等に関する条例が施行されます。そうした経緯や今後の取組を踏まえていくことも大切です。

4 第1章 総則

条例の目的、言葉の定義、市やおとなの役割などを定めています。

（目的）

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市（以下「市」といいます。）全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

- 🌱 条例の目的を定めています。
- 🌱 「全ての子ども」とは、現在、そして未来に生きる全ての子どもを対象に、困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもを含んでいることを強調した言葉です。
- 🌱 子どもが心も身体も健康に育つことができる環境を整備していくという考えをまち全体で共有し、市はそのための制度を整え、西東京市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的としています。

（言葉の意味）

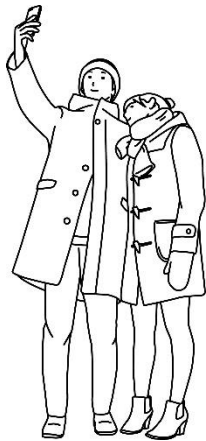
第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。
- (2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

- 🌱 条例に用いられる「子ども」「保護者」「市民」「育ち学ぶ施設」の4つの言葉の意味を定めています。
- 🌱 「子ども」とは、原則として18歳未満の者です。子どもの権利条約と児童福祉法でも、18歳未満を「子ども」としています。例外として「これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者」と定め、例えば、高校生は在学中に18歳に達することから、高等学校などに在籍している者も「子ども」に含みます。
- 🌱 「保護者」とは、親、里親その他親に代わり子どもを養育する者です。
- 🌱 「市民」とは、西東京市に在住、在学、在勤する者とともに、市内で市民活動を行う団体を含みます。
- 🌱 「育ち学ぶ施設」のうち、「児童福祉法に定める児童福祉施設」とは、保育所、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童館・児童センターなどです。
- 🌱 「学校教育法に定める学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などです。
- 🌱 「その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設」とは、認可外保育施設、学童クラブ、塾、フリースクール、スポーツクラブなどです。

(市等の役割)

- 第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。
- 2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。
 - 3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとします。
 - 4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとします。
 - 5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとします。



🌱 子どもの健やかな育ちのために、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者の役割を定めています。

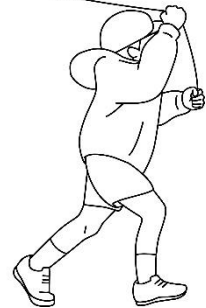
🌱 市は、子どもの権利条約の一般原則である差別の禁止、子どもの最善の利益の第一義的な考慮、生命・生存・発達の権利、子どもの意見の尊重を基本として、子どもに関わる施策を総合的に実施する役割を担います。子どもに関わる施策については、第3章の規定に基づき、第5章の推進計画など具体的に取り組みます。

🌱 保護者は、子育てについて第一に責任を負う立場にあります。その責任を一方的に押しつけられることなく、必要に応じ、市や育ち学ぶ施設の関係者などの支援を受けながら、子どもが健やかに育つように努力する役割を担います。

🌱 保育士や教職員など、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもにとって施設で過ごすことが大きな成長の機会であることを踏まえ、子どもが主体性をもって学び、活動することができるように支援する役割を担います。

🌱 市民は、子どもが身近な存在であり、地域の中で遊び、学び、活動することで育っていくことを認識し、子どもの健やかな育ちのために、子どもや保護者などに協力することに努める役割を担います。

🌱 事業者は、事業活動を行う全ての人や団体のことであり、活動を行うなかで、働く子どもが健やかに育っていくことができるような環境づくりや、働く人たちが子育てしやすい環境づくりなどに努める役割を担います。



(連携)

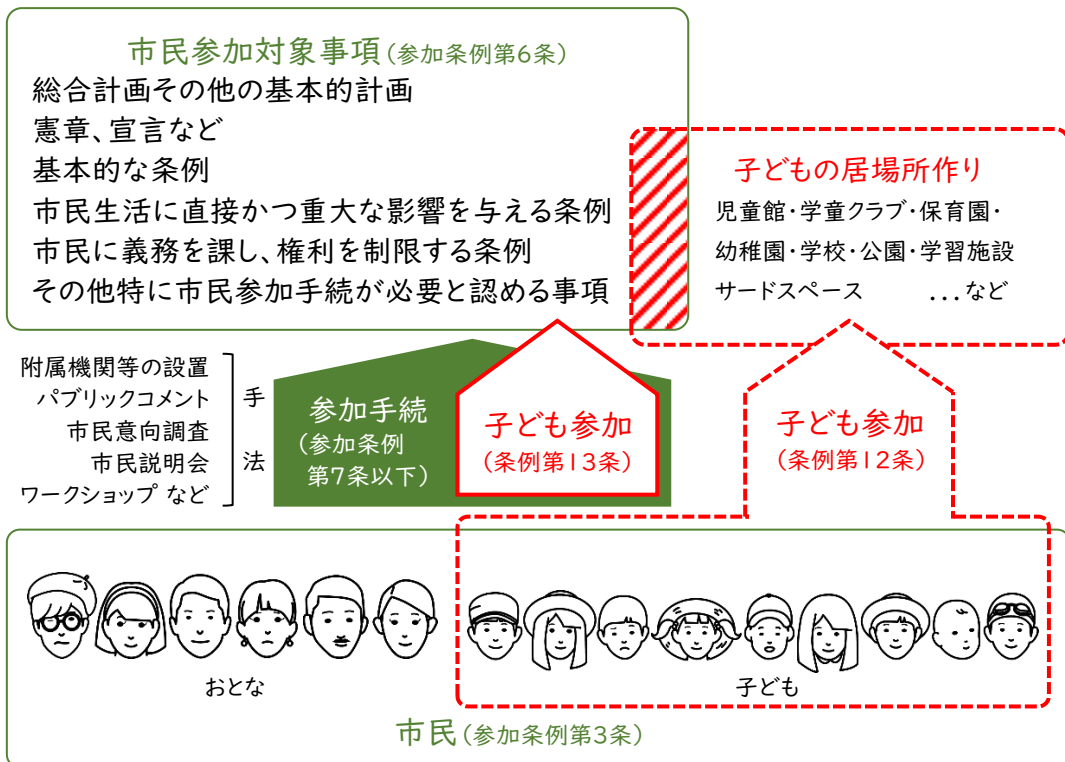
第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとします。

🌱 子どもの育ちの支援には、市やおとなの連携・協働や、市と国、東京都などの協力が重要であり、独立した条文で強調しています。

資料1 子ども参加と市民参加

- 🌱 条例第13条第1項は、参加条例に基づく市民参加手続を行う場合、参加する市民として、これまで以上に子ども参加、「子ども」を意識した仕組みづくりに努めようという規定です。
- 🌱 対象事項は参加条例と同様です。ただし、参加手法には、例えば、審議会等の市民公募は原則18歳以上としているように、子ども参加には必ずしもなじまないものもあります。創意工夫や配慮が必要となります。
- 🌱 条例第12条第2項は、参加条例の対象事項とは別に、新たに「子どもの居場所作り」について、子ども参加に努めようという規定です。
- 🌱 参加する市民は、おとなではなく子どもとなります。とくに手法は定めませんが、条例第13条第1項と同様の創意工夫や配慮が必要です。
- 🌱 16ページに「子どもの居場所」の定義を示していますが、今後、推進計画の策定などを通じ、具体的に整理していきます。なお、子どもの居場所で、かつ、参加条例の対象事項という場合もあります（網掛け部）。条例第12条、第13条ともに該当するため、子ども参加に努めてください。



『西東京市市民参加条例の解説』(平成16年3月)をもとに作成

資料2 西東京市子ども条例

平成 30 年 9 月 19 日 条例第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第 5 条—第 7 条）

第 3 章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第 8 条—第 14 条）

第 4 章 子どもの相談・救済（第 15 条—第 23 条）

第 5 章 子ども施策の推進と検証（第 24 条—第 26 条）

第 6 章 雑則（第 27 条）

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていきます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていきます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまちにしていきます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。